

情報法制と企業のコンプライアンス に関する比較研究

関西大学 社会安全学部
高野 一彦

プライバシーに関する問題

ブリュッセルのデータ保護会議（2009年4月23日）において、
欧州委員会・司法安全総局のハナ・ペチャコバ女史の発言

「日本は、個人の私生活にかかる個人データ及び基本権に
関して十分な保護を提供している国であるとは、EUによって
まだ考えられていない」



1. EUによる日本の評価は、どのような影響があるか？
2. ISO SR規格の制定を主導したわが国は、
どのような社会システムを作れば「十分」なのか？



堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合」
堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』商事法務、2010年、52頁。

プライバシー保護に関する国際的課題

1995年10月 個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令
(EUデータ保護指令)

指令25条1項： 第三国が「十分なレベルの保護」を確保している場合に限りデータ移転を行うことができる。



日本の個人情報保護法は「十分性」を満たしていないため、原則としてEUから日本への個人データの移転ができない。



日本企業の現状

- ・例外規定の活用 ①移転先と個別に契約、
 ②企業グループのルールの承認を得る
- ・移転しない ⇒ EU域内で完結

国内におけるプライバシー保護の課題 1

行政機関の情報インシデント増加

旧社会保険庁、消えた5000万件の年金記録問題



100歳を超える高齢者の行方不明



行政機関個人情報保護法 第5条（正確性の確保）、6条（安全確保の措置）違反？

個人情報保護法・条例により、行政機関内の確認ができなかつたと抗弁

行政機関の個人情報流出は285件、
独法は2199件（総務省、2009年4月～1年間）

国際テロ情報、尖閣映像流出など
情報流出事件が多発



行政機関の情報管理を監視する機関が必要？

Graduate School and Faculty of Safety Science **fss** ©2010, Kazuhiko.Takano

国内におけるプライバシー保護の課題 2

企業が求められる過剰な管理



現行の個人情報保護法による保護では不十分



①重層的な法制度
法・ガイドライン・条例・
プライバシーマーク

②個人情報+利用目的の管理
のためのデータベース構築

①行動ターゲティング広告

アクセスログなどを収集・分析
して最適な広告を表示

⇒個人特定情報でないため、
個人情報保護法の適用外



企業は、膨大なコストと労力をかけて情報管理体制を構築しているにもかかわらず、国際的な評価が低い

Graduate School and Faculty of Safety Science **fss** ©2010, Kazuhiko.Takano

国内におけるプライバシー保護の課題 3

不十分な子どものプライバシー保護

アメリカ
児童オンラインプライバシー保護法1998
(Children's Online Privacy Protection Act、COPPA)



わが国
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(2008成立)

インターネットを介して、13歳未満の子どもの成人との交流が制限の主目的のひとつ



- ・携帯電話会社の青少年有害情報フィルタリングサービス
- ・サーバー管理者の青少年有害情報を閲覧ができないようにする措置の努力義務



※2008年12月、ソニーの米音楽事業会社が同法違反で、米連邦取引委員会(FTC)に100万ドルの制裁金支払い

⇒音楽ファンサイトで3万人の子どもの個人情報を親の同意なく収集・公開

わが国は、子どものプライバシーを守る法制度をどのように整備すべきか議論が必要

営業秘密の保護に関する問題

アメリカ 経済スパイ法 (Economic Espionage Act)

1996年に発効 ⇒ 諸外国の経済・軍事情報のスパイ活動により、
アメリカは毎年数百億ドルの損失

「経済スパイの脅威は、フランス、イスラエル、中国、ロシア…日本」

経済スパイ罪 (連邦法典18編 第1831条)

⇒ 外国政府等の利益のために行われる
トレード・シークレットの窃取などが対象

トレード・シークレット窃盗罪 (同、第1832条)

⇒ 企業等のトレード・シークレット不正取得が対象

U.S. v. Okamoto, Serizawa事件(2001)、U.S. v. Zhu, Kimbara事件 (2002)

日米の法の比較

	日本	アメリカ(経済スパイ罪)
法律名	不正競争防止法	Economic Espionage Act of 1996
定義	①秘密管理性 (客観的認識可能性、アクセス制限) ②有用性 ③非公知性	① 秘密性を保持する合理的な措置 ② 現実又は潜在的な経済的価値 ③ 非公知性
目的要件	不正の競争の目的 ↓ 図利加害目的(2010改正)	図利加害目的
客体	客体は情報	客体は情報
刑事罰	個人:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(又はその両方) 法人:1億5千万円以下の罰金 ↓ 個人:10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金 法人:3億円以下の罰金	個人:15年以下の禁固、50万ドル以下の罰金、 企業:1000万ドル以下の罰金 ※罰金額は、不正取得者の得た利益、又は被害者にこうむった損失額の2倍以下の額
親告罪	親告罪	非親告罪

日米の法の違い

1. 有用性の違い

日本 ⇒ 生産・販売等の事業活動に役立つ情報であること
 アメリカ ⇒ 「潜在的な経済価値」を積極的に認めている

2. 秘密管理性の違い

日本 ⇒ 客観的認識可能性、アクセス制限の要件 ⇒ 勝訴率30%弱
 アメリカ ⇒ 秘密としての合理的な管理

- ①認識可能性は「主観的要件」
 - ・・「秘密性を規定した社内規程を読み、理解していた」、などの証拠をもとに、本人が認識していたとみなす
- ②アクセス制限は日本とほぼ同じ
 - ・・「関係者以外立入禁止・情報の開示を禁止と規定、秘密保持契約」など

3. 親告罪・非親告罪

日本 ⇒ 私人（民間）が訴えを起こす必要がある
 アメリカ ⇒ 法律の適用は検察の裁量に委ねられている

共通番号制導入と第三者機関設立の議論

共通番号制導入の検討

- ①2010年 国家戦略室「社会保障・税に関する番号制度」
- ②2011年1.31 政府の基本方針「共通番号制度」導入



2015年1月に導入

共通番号制度導入の背景

- ①財政再建 ⇒ 給付つき税額控除+（消費税増税）=個別所得の把握
- ②消えた年金問題 ⇒ 社会保障番号による管理
- ③100歳以上高齢者行方不明問題 ⇒ 住基情報と健康保険情報の互換



メリットとデメリット

- ・行政サービスの向上、納税の不公平感の解消
- ・管理社会（ビックデータ）、プライバシー侵害リスクの増大
- ・他人に成りすましによる被害

Graduate School and Faculty of Safety Science

fss

©2010, Kazuhiko.Takano

2011.1.31

社会保障・税に関する番号制度についての基本方針

年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野で利用

1. 国民が自己情報へのアクセス記録を確認できる制度を法的に担保する規定
2. 個人情報保護法制の円滑な執行と適切な運用を担保するための第三者機関

個人情報
保護WG

2011.6月 「社会保障・税番号大綱」

10月 番号法案（仮称）

2014.1月 第三者機関の設置

2015.1月 共通番号の利用開始

Graduate School and Faculty of Safety Science

fss

©2010, Kazuhiko.Takano

2011.4.28 社会保障・税番号要綱

東日本大震災の復興・被災者支援に番号制が必要

社会保障・税番号法（番号法）」（仮称）

第三者機関案

設置形態： 三条委員会等の形態を検討

監視対象： 行政機関、地方公共団体、関係機関及び
「番号」を取り扱う事業者

権限等： 官民に対する調査権、内閣総理大臣を介
した勧告、および相談等

※個人情報保護法を消費者庁から新設機関に移せるか
どうかが課題

わが国のプライバシー保護に関する「社会システム」を どのように設計すべきか？

EUデータ保護指令との違い

	EUデータ保護指令	日本の個人情報保護法
適用の対象	個人、法人、公的機関等	5000件を超える個人データを超える事業者
情報の種類	センシティブ情報の収集制限	情報の質による法律上の義務の違いはない
開示請求等	出訴可能な権利（right）	事業者の義務
第三国への移転	「十分なレベルの保護」でない 第三国への情報の移転を制限	なし
監視機関	独立した監視機関が官民双方を監視	主務大臣が民間を監視 行政機関の監視機関はない

わが国のプライバシー保護に関する「社会システム」を どのように設計すべきか？

1. 新たなプライバシー保護法

- 本人の権利保護を目的としたプライバシー保護法の定立
- ⇒対象は官民双方、民間は個人・法人とも
- ⇒開示、訂正、削除などの出訴可能な請求権
- ⇒不正取得者への刑事罰（イギリスの98年データ保護法）

2. 独立監視機関の設立

- 官民双方のプライバシー保護を監視する独立監視機関
- ⇒個々の事案の統一的な判断、国際間の協調

3. 個人情報窃盗罪の新設

- 企業などの保有者から個人情報を窃取した者への刑事罰
- ⇒イギリスの98年データ保護法55条を参考として

欧州委員会（29条作業部会）への十分性評価の申請と認定へ

イギリス、インフォメーション・コミッショナー制度

IOC (Information Commissioner's Office, IOC)
 ウィルムズロー (ロンドンから2時間あまり)



インフォメーション・コミッショナー
任期5年、再任可

総人員：344人、Full Time：319人

16%は10年以上、28.6%は5-10年勤務
予算1882万£ (2009-10年) ≈25億円

- ・独立した法執行機関
⇒立入調査権、訴追権限
- ・国民への情報提供・助言
⇒事業者の相談、青少年の啓発など
2009-10年 33,234件の問題解決

ご清聴ありがとうございました。